

## 東京女子大学 内部質保証の方針・手続き

東京女子大学は、内部質保証を推進するため、以下の通り、方針・手続きを定める。

### 1. 基本的な考え方

- (1) 本学の建学の精神に基づき教育目的及び社会的使命を達成し教育研究水準の向上を図るため、大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。
- (2) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、自己点検・評価委員会とする。委員会の事務局は大学運営部総務課に置く。
- (3) 自己点検・評価の妥当性・客観性を担保するため、外部評価を実施する。全学的な内部質保証体制については、学外委員を中心に構成する内部質保証体制評価委員会において、定期的に評価を行う。
- (4) 自己点検・評価結果、外部評価について、情報公開を通して、透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たす。
- (5) 質保証について、各組織が全学一体となって連携・協力し、大学としての責任を果たす。

### 2. 責任・役割

#### (1) 全学内部質保証推進組織の権限と役割

自己点検・評価委員会は、学部・研究科、その他の部署で行われた自己点検・評価報告について全学的見地から検証し、議論と検討を経て、当該部署へのフィードバック、問題点の洗い出しおよび効果があがっている点の確認を行う。改善を要する事項については、将来計画推進委員会に提言を行う。質保証に向けた学内の活動を促進する。

#### (2) 全学と学部・研究科の役割分担

学部・研究科・その他の部署の内部質保証は、当該構成員が自覚と責任ある行動に基づいて行う。運営責任を負う組織が主体となり、当該執行部またはそれに準ずる役割を担う者と構成員が連携・協力して厳正に推進する。

#### (3) その他の組織の役割

(1) 及び (2) にかかわらず、内部質保証を推進するため、「内部質保証体系図」に示す組織をはじめ、各組織間で連携・協力を適時適切に行う。

内部質保証体制評価委員会は、学外の委員と自己点検・評価委員長で構成し、年に一度、大学全体の内部質保証体制の適切性について評価を行う。

### 3. 教育の行動指針

#### 1) 教育の企画・設計・運用のための指針

学部・研究科等における教育は、次の事項に則り、企画・設計・運用を行う。

- (1) 「東京女子大学グランドビジョン」、中長期計画、及び「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」の3方針に基づき教育活動を展開する。
- (2) 内部質保証を実効性のあるものとするために、「内部質保証体系図」に基づき、「学位プログラム」の設計・管理・評価から運用、検証・改善のためのPDCAサイクルを明確にし、次の自己点検・評価等によって、円滑に機能させる。

ア 学部・研究科等は、自己点検・評価委員会が定める点検・項目等に加えて、学部等の状況や特性に応じて自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を提出する。

イ それぞれの活動等に改善が必要と認められた場合は、適切な措置を講じ、計画的、組織的に改善に努め、学部・研究科等の教育研究等の質を保証し向上しなければならない。

#### 2) 検証及び改善・向上のための指針

- (1) 「東京女子大学グランドビジョン」、中長期計画、及び「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」の3方針との整合性を踏まえ検証・改善を行う。
- (2) 自己点検・評価体制、PDCA サイクルの機能強化を図る。
- (3) 外部評価により自己点検・評価の妥当性・客観性を担保する。
- (4) 情報公開を通して透明性を担保し、社会に対する説明責任を果たす。

### 4. 手続・運用

(1) 学部・研究科・その他の部署及び全学的な内部質保証は、いずれも『東京女子大学 内部質保証の方針・手続き』及び『東京女子大学内部質保証体系図』を基軸としつつ、柔軟に推進する。

(2) 自己点検・評価委員会が階層ごとの内部質保証について把握し、統括する。

自己点検・評価委員長が一年間の内部質保証について内部質保証体制評価委員会に報告を行い、内部質保証体制評価委員会は大学全体の内部質保証が適切に機能しているかについて評価を行う。